

なぜ「国家人権機関」が日本に必要か？

Why Should Japan Establish Independent
National Human Rights Institution?

馬橋 憲男

Norio UMAHASHI

はじめに

近年、日本に対し、「国家人権機関」(National Human Rights Institution) の設置を求める国連の勧告が相次いでいる。この背景には、人権をめぐる国際的なガバナンスの変容がある。各国の人権状況を定期的に審査する国連人権理事会の普遍的定期的審査(UPR) 及び各国際人権条約の締約国報告書の審査は、いずれも国家人権機関の存在を前提としており、その果たす役割や機能が大きくなっている。その理由は、国家人権機関の最大の特徴である「政府から独立している」ことがますます重視されていることである。

従来、国連の人権審査のアクターは、当該国政府とそれに補助的な非政府組織(NGO)であったが、これに国家人権機関が新たに加わった。しかも、日本も批准している障害者の権利に関する条約では、条約の履行に不可欠、かつ政府やNGOによる代替不能な監視役として国家人権機関の設置が初めてもりこまれた。さらに、新たな動きとして国連総会への参加や持続可能な開発の目標のひとつに検討されている。

したがって、日本のように独立した国家人権機関が存在しない場合、国連審査の意義そのものと実効性が問われる。

そこで、本稿では日本で一般に知られていない国家人権機関に

ついて考察する。なお、国家人権機関はNational Human Rights Institutionの日本語訳である。従来、政府や研究者は「国内人権機関」と訳しているが、筆者は敢えて「国家人権機関」とする。地域的な意味合いよりも、国によって設立され、政府から独立し、実質的に人権に関する国の最高機関ないし、それに準ずる機関と解釈するからである。

相次ぐ国連勧告

「人権侵害の申立てに対する調査のための独立した仕組みを設立することを強く勧告する⁽¹⁾」。1998年、市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）委員会は、第4回日本政府報告書の審査の最終見解でこのように勧告している。これは、警察と出入国管理局による容疑者・収容者への不適正な処遇に対する申立てに対して調査し、救済するための独立機関がないことへの懸念からである。その後、2010年の児童の権利条約、2013年の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）及び拷問禁止条約、2014年の人種差別撤廃条約、2016年の女子差別撤廃条約の対日審査において、各条約委員会は、いずれも国家人権機関の設置を主要な勧告のひとつにしている。

注目すべきは、同じ委員会が繰り返し勧告していることである。例えば女子差別撤廃委員会は、2003年の第4・5回審査で「人権擁護法案で提案されている人権委員会が、独立機関として、女性の人権に適切に対処することを確保されるよう、国内人権機構の地位に関する原則（パリ原則）に基づいて設置されることを勧告する⁽²⁾」としている。その後、2009年、2016年と繰り返し同様な勧告を行っている。

UPRでも同様である。ここでは被審査国が抱えるあらゆる分野の主要な人権問題が取り上げられる。2012年の対日審査では、国家人権機関の設立が死刑の廃止と並んで主要な関心事に含まれ

た。13か国が国家人権機関の設立を勧告。このうち、英国は「特にパリ原則の遵守に関連し、2013年12月までに国内人権機構の設立の進展について人権理事会に最新情報を提供するよう⁽³⁾」勧告した。これに対し、日本政府は「人権委員会を設置するための法律案及び人権擁護委員法の一部を改正する法律案は、2012年11月16日、衆議院の解散により廃案となった。今後、進展があった場合には、人権理事会に最新情報を提供する⁽⁴⁾」と回答している。その後、進展は見られない。

ちなみに、この審査で死刑廃止ないしモラトリアム（一時執行停止）を求める勧告は24か国にのぼる。ドイツは「死刑執行モラトリアムを導入し、最終的に死刑を廃止することを目的として死刑に関する幅広い国民的議論を始めること⁽⁵⁾」を勧めている。

国家人権機関とは

「国家人権機関の地位に関する原則」（通称「パリ原則」）が1993年に国連総会で全会一致で採択された⁽⁶⁾。この目的は、あらゆる人権の促進・保護、被害の救済、政府への勧告などを行うことである。国内人権機関の最大の特徴は、政府から独立している点である。この独立性を確保するために、人権NGO、労働組合、弁護士、大学の専門家、議会などの人権の促進・保護に関わる社会の多元的な代表で構成されなければならない。政府部門が含まれる場合は、あくまで助言的資格での参加にとどめている。その他、財政、人事、活動についても独立性の保証、政府による干渉の自粛を求めている。

国内人権機関の権限と責務について、パリ原則は次のように規定している。

1. 国内人権機関は、人権の促進および保護する権限を付与されるものとする。
2. 国人権機関は、できる限り広範な任務を与えられるもの

とする。その任務は、機関の構成及び権限の範囲を定める憲法または法律において明確に規定されるものとする。

3. 人権の促進・保護に関するあらゆる事柄について、自らの権限で政府、議会、その他関連当局に対し、意見、勧告、提案及び報告を行う

この3については、(1) 人権促進機能 (人権教育・広報)、(2) 人権保護機能 (人権侵害の調査・救済)、(3) 監視機能、(4) 提言機能、(5) 調査・協力機能に大きく分類される。

このうち、本論で取り上げるUPRと国際人権条約と関連性が高い(5)の調査・協力機能については、次の通りである。

- ・法律、規則および慣行と国家が締約国となっている国際人権条約との調和、ならびに国際人権条約の実効的な履行を促進し、確保すること。
- ・国際人権条約の批准またはこれへの加入を奨励し、その履行を確保すること。
- ・国際連合の機関および委員会ならびに地域的国際組織に対し、条約上の義務にもとづき国家が提出を求められる報告に貢献し、必要な場合には、自らの独立性を十分に考慮し、報告に関して意見を表明すること。
- ・人権の促進と保護の分野で権限をもつ、国際連合および国際連合システムの他の機関、地域的国際組織ならびに他国の国内人権機関と協力すること。

国家人権機関の歴史と普及

まず国家人権機関の現状だが、それを持つ国は急増している。1993年には一握りだったが、2015年6月には100を超した⁽⁷⁾。2016年8月現在、パリ原則に則った国家人権機関は110か国で設置されている⁽⁸⁾。実際には146か国にあるが、うち36か国についてはパリ原則にしたがって設立され運営されていない。日本では、

過去に2度、関連法案が国会に提出された。しかし、この法案は
国家人権機関を法務大臣の所轄とし、パリ原則に反しているとし
て、国連をはじめ内外から批判を浴びた。その後は、上述のよう
に衆議院の解散に伴い、とん挫したままである⁽⁹⁾。

主要先進国(G7)でパリ原則に基づく国家人権機関がないの
は日本と米国。イタリアの国家人権機関は認定の審査を受けてい
ない。経済協力開発機構(OECD)の35加盟国では、日米などわ
ずかに5か国である。

次に国家人権機関の歴史をたどってみよう⁽¹⁰⁾。その起源は古い。
「人権のバイブル」と言われる世界人権宣言が1948年に国連総会
で採択された。その2年前の1946年には、早くも経済社会理事会
で取り上げられている。加盟国に対し、人権委員会(現人権理事
会)の作業を促進するうえで政府と協働する「ローカルな人権委
員会」の設置を検討するよう要請したのである⁽¹¹⁾。

1960年に経済社会理事会で再度取り上げられ、人権の促進と保
護において国家機関が演じる役割の重要性を認め、各国に引き続
き人権機関の設置と継続を奨励した。同時に、あらゆる関連情報
を国連事務総長に提出するよう要請した⁽¹²⁾。それ以後、今日ま
で国家人権機関に関する国連事務総長報告が定期的に発表されて
いる。

1960、70年代は国際人権基準の設定に主力が注がれた。世界人
権宣言を具体的に実施するための国際人権規約が1966年に採択さ
れたのをはじめ、人種差別撤廃条約(1966年)、女子差別撤廃条
約(1979年)などが整備されていった。

1978年、人権委員会の主催による「人権の促進及び保護のため
の国家および地方機関に関するセミナー」がジュネーブで開かれ
た。ここで国家機関の設置及び機能に関するガイドライン⁽¹³⁾が
採択された。このガイドラインがパリ原則のもととなる。そして、
これを機に1980年代にかなりの数の国家人権機関が設置されたの

である。

さらに大きく前進する原動力となったのが、冷戦終結後の1991年にパリで開催された人権の促進及び保護の国家機関に関する初の国際ワークショップである。ここで、いわゆる「パリ原則」が決議された。1993年世界人権会議では、政府間会議と並行し、各国の国家人権機関による会合が初めて持たれた。国家人権機関が人権ガバナンスにおける新たな国際的アクターとして登場したのである。この会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画⁽¹⁴⁾」は、パリ原則の重要性を確認し、各国に国家人権機関の設置と強化を呼びかけた。

2007年、国連の人権への取り組みが大きく変わった。それまで経済社会理事会の一機能委員会に過ぎなかった人権委員会が格上げされ、新たに「人権理事会」として生まれ変わった。同時に国家人権機関は人権理事会にオブザーバーとして公式に参加する権利が認められたのである⁽¹⁵⁾。

この国家人権機関という新興パワーが国際的に広く認識されるのは、1993年に設立された国家人権機関国際調整委員会（ICC）⁽¹⁶⁾を通してである。これは各国のパリ原則に準ずる国家人権機関で構成される国際的ネットワークである。2008年にスイスでNGOとして正式に承認された。ICCの主な任務は、国家人権機関設立の支援、人権理事会及び各人権条約委員会との関係強化、国家人権機関の審査などである。

その後、ICCは国家人権機関の設立に熱心な国と協力し、活発な推進運動を展開していく。なかでも、ひと際目をひくのがオーストラリアである。同国内人権機関の元長官が1995年～2003年、国連人権高等弁務官の国内機構に関する特別アドバイザーに任命され、国家人権機関の普及に貢献した⁽¹⁷⁾。

ICCと国家人権機関は次第に国連システムにおいて参加の機会と発言力を拡大していく。いくつか具体例を挙げよう。

- ・ 障害者の権利条約を起草するために、2001年に国連総会に特別委員会が設けられた。同委員会には全加盟国、NGOに加え、特にICCと国家人権機関の参加が歓迎された⁽¹⁸⁾。
- ・ 2006年発効の拷問禁止条約の選択議定書は、被拘禁者を拷問から守るために施設を訪問する「国内防止機関」を設置するように求めている⁽¹⁹⁾。
- ・ 2008年発効の障害者の権利条約では、国家人権機関の設置がもりこまれた⁽²⁰⁾。国レベルでの条約の促進・保護・監視の履行における国家人権機関の明確な役割について規定した初の人権条約である⁽²¹⁾。

この国家人権機関の波は、いまや国連総会にも及びつつある。NGOの参加を認めるNGO協議制度は、経済社会理事会及び人権理事会などを対象とし、総会は特別な場合を除いて含まれていない。このため、NGOや、この問題に理解のある国は、永年、その協議制度の対象を総会、さらには安全保障理事会にまで拡大するよう働きかけてきた。しかし、多くの国は非政府アクターの発言力や影響力が増すことを警戒し、反対してきた⁽²²⁾。

それが、2015年にICCをして「革新的」と言わせる事態が起きた⁽²³⁾。総会第3委員会は、パリ原則に則る国家人権機関の重要性を再確認し、関連する国連メカニズムに対し、国家人権機関の参加と貢献を拡大するよう求める決議を全会一致で、初めて採択したのである⁽²⁴⁾。この原動力となったのが、国連事務総長の国家人権機関に関する定期報告書⁽²⁵⁾である。同報告書は、国家人権機関の総会への参加に焦点をしぼり、加盟国に対し、人権理事会のように総会への参加を検討すべきであると勧告している。その後、この決議は総会本会議でも採択された⁽²⁶⁾。

国家人権機関の参加方法

国家人権機関は人権理事会の活動にどのように参加するのか。

普遍的定期的審査（UPR）と人権条約の審査における参加の方法と役割について見ていこう⁽²⁷⁾。

1. UPRへの参加

UPRは、全国連加盟193か国の人権状況を審査し、改善することを目的に2011年より行われている。各種の国際人権条約に加入していない国も対象に含まれる。作業部会において当該国と47理事国との間で相互対話（interactive dialogue）という形式をとる。

この相互対話のベースとなるのは、（1）政府が提出した国家報告書（2）国連人権高等弁務官事務所が人権条約の報告書など国連の公式文書から当該国の人権状況をまとめた報告書（3）国家人権機関、NGOなどからの信頼できる情報の要約の三つである。このうち、（3）については、特に後述する「A認定」の国家人権機関の情報は重視され、別枠で扱われる。オーストラリア、デンマークなどは、国家人権機関から詳細な報告書が提出され、これが理事国にとって当該国の人権状況を判断する格好の材料となっている。

国家人権機関のUPRへの具体的な参加方法は次の通りである。

< UPRの会期前 >

- ・ 国家報告書の作成にあたり、政府と協議し、自らの経験や考えを伝える。
- ・ 政府から独立した立場から、独自の報告書を提出する。草の根レベルでの豊富な経験を活かし、証拠に基づく、信ぴょう性の高い内容とし、作業部会で検討すべき勧告も含む。
- ・ 主要な人権問題及び勧告についてNGOほか市民社会組織と協議する。

< UPRの会期中 >

- ・ A認定機関は、人権理事会本会議が当該国の審議結果について決議を採択する際に政府のすぐあとで介入することが認められる。

< UPRの会期後 >

- ・UPRの結果を国民に知らせ、市民社会組織などと啓発キャンペーンを行う。
- ・UPRの勧告を自らの活動の主要部分とし、勧告実施に向けて行動する。
- ・政府によるUPRの勧告の実施や進展状況をモニターし、次期UPRに活用する。
- ・UPRの勧告の実施のために法令の開発、政策などにおいて政府に協力し、ときに政府に圧力をかける。

2. 人権条約の審査

市民的政治的権利に関する国際規約、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、障害者の権利条約の各委員会などは、締約国の履行状況を審査するためにほぼ4年ごとに定期審査を行う。そのために政府は締約国報告書を提出する。審査は人権の専門家からなる委員と政府代表の間で質疑応答、相互対話という形で進められる。委員会は最終見解を発表し、そのなかで改善点について勧告する。政府は次回の報告書でどのような改善策を講じたか報告する。この審査に国家人権機関は次のように参加する⁽²⁸⁾。

<条約委員会への報告>

- ・国家報告書の提出が遅れていたら、国に報告義務を守るよう奨励する。
- ・国家報告書の作成に政府、NGOなど利害関係団体と参加し、文書で意見を述べ、それが国家報告書に反映されているか確認する。

<独自報告書の提出>

- ・国家報告書にNGOなどの意見が反映されず、適切な情報もりこまれないことがあるため、独自の平行（並行）報告書を提出する。

<質問票への貢献>

- ・条約委員会は、公式会合直前に「質問票」を準備し、国家報告

書で省かれたり、国の履行状況を評価するうえで必要な情報の追加提出を要請する。この質問票にコメントする。

- ・女子差別撤廃委員会などは、国家報告書に関する質問や問題点のリストを作成するために、直前に1週間の作業部会を開催し、国家人権機関やNGOと交流する。

<報告書の審査>

- ・公式会合へのオブザーバー参加を認め、その前後の非公式会合で意見交換を行う。
- ・社会権規約と移住労働者の権利条約の委員会では、公式会合に参加し、政府の反対がなければ意見を述べられる。

国別の活動事例

国家人権機関の形態、それに権限、役割や評価をめぐっては、国によってかなり違いがある。日本は再三の国連勧告にもかかわらず、いまだ設置されていない。他方、オーストラリア、カナダ、デンマーク、ドイツなどは、国家人権機関の重要性を説き、国際的に推進する立場にある。こうした国家人権機関の活用や推進に積極的な国の事例を報告する⁽²⁹⁾。

<デンマーク>

デンマークの国家人権機関はデンマーク人権機関（Danish Institute for Human Rights）である。UPR作業部会が自国の審査をする前に「デンマークのUPR2011－主要な人権問題と勧告のための提案」と題する報告書を発表した。これには、過去にデンマークが主要な人権問題をめぐって受けた勧告の概要が含まれる。

2010年の人種差別撤廃委員会による同国の国家報告書の審査後、同委員会の委員と政府代表との会合を開始した。この会合では、人種差別委員会の最終見解および政府の履行状況について突っ込んだ話し合いがなされる。

<オーストラリア>

オーストラリア人権委員会 (Australian Human Rights Commission) は、国の国際人権上の責務に反する政策や法律の評価を含む報告を国会に対して行う。これには条約機関との関わりの拡大や最終見解のフォローアップの改善が含まれる。

またUPRの進展状況に関する年次報告書をまとめている。これらはオーストラリアの勧告の履行状況について定期的に評価するメカニズムをもたらしめている。また、条約機関とUPRなど他の国連人権メカニズムとの間、及び国際的及び国内的な人権保護のフレームワークとの間の相互補強関係の強化に役立っている。最近、政府は同国の国連人権報告との全体的な関わりを強化するために常設の国内メカニズムを設けると発表した。

<アイルランド>

アイルランド人権委員会 (Irish Human Rights Commission) のUPRへの貢献は多様である。UPR及び人権状況の啓発活動では、UPRの前にUPRや5地域でのブリーフィングについてインターネットや印刷物を作成・配布し、啓発を行う。NGOや市民社会にUPRにどのようにインプットするか情報を提供し支援する。独自レポートをUPRに提出し、人権理事国に直接働きかける。

人権委員会は国のUPR過程への参加を招請され、地域ごとの協議で発表を行う。UPR勧告に関する会議を開き、政府に履行を推奨する。

<ドイツ>

2004年、市民的政治的権利に関する国際規約、女子差別撤廃条約など4条約の審査がなされた。ドイツ人権機関 (German Institute for Human Rights) は各委員会の勧告の実施をめぐる会議を主催し、政府、市民社会、人権条約機関での継続的対話に貢献した。これらの会議の議題に勧告の中でも国民の利益に関するテーマやより深刻な人権問題を選んだ。討論には関連政府省庁、市民社会、国会議員に加え、国連の条約委員会のメンバーも参加

した。この結論と勧告は履行責任のある省庁と国連に送られた。人権委員会は政府の履行状況をモニターした。

児童の権利委員会は、ドイツに対する最終見解で、政府に対し、ドイツ人権機関に連邦、県、市町村の各レベルで児童の権利条約の履行をモニターする任務を与えるように勧告した。その結果、政府は2015年に同機関にこの任務を与え、必要な資源を提供した。

<ノルウェー>

2014年のUPRで多くの国からパリ原則に基づく国家人権機関の設立を勧告された。それがきっかけとなり、それまで国家人権機関の役割を果たしてきた、オスロ大学にあるノルウェー人権センターの役割と任務について国民的な議論が起きた。外務省、市民社会などで構成するタスクフォースが設けられ、ICCや国連人権高等弁務官事務所と協議のもと、総合的な分析が行われた。

その結果、国会は2014年6月にパリ原則に則った、新たなノルウェー国家人権機関（National Human Rights Institution）を創設することを決めた。これは国会の下に置かれ、2015年から活動を開始した。

国家人権機関の成果と問題点

国家人権機関の登場は、国連の人権ガバナンスに質的に大きな変化をもたらした。人権理事会のUPRや人権条約機関の締約国報告書の審査においては、情報の客観性や信ぴょう性の確保が大前提である。ところが、締約国の報告は必ずしも事実を反映しておらず、また審査後の勧告も十分に実施されない。締約国政府の「言いつばなし」「聞きつばなし」といったケースが少ないのだ。この点、政府から独立した国家人権機関の参加により、情報の質が格段に向上したことは間違いない。

国家人権機関の有無と他の問題との関連について調査した興味深い報告⁽³⁰⁾がある。それによれば、国家人権機関のある国は、

ない国に比べ、民主主義の度合いが3ポイント高く、国際人権条約の批准の数が約3分の1多い。人権条約の国家報告書の提出についても、ある国の方が20%高い。また、人権NGOの数ははるかに多く、女性の経済的及び社会的権利が保護されている。

他方、新たな問題点も浮かび上がっている。NGOなど非政府アクターが国連人権理事会などに出席するには、その適格性をめぐり政府による厳格な審査を必要とする。国連憲章第71条及び経社理決議1996/31に基づくNGO協議制度により、19か国で構成される、経済社会理事会下のNGO委員会がその任にあたる。2016年9月現在、約4,100団体が協議的資格をもつ。このNGO委員会は、冷戦時代にその影響をもちに受け、東西間で熾烈な争いが展開され、自陣のNGOを増やすために恣意的とも思える審査が繰り返され、政治的に利用された過去がある。

ところが、国家人権機関の場合、この厳格な審査をまぬがれるというか、審査自体がない。世界の国家人権機関からなる国家人権機関世界連合（GANHRI）がこのNGO委員会の審査機能をはたしている。各地域から選ばれた16の国家人権機関からなる認定小委員会（Sub-Committee on Accreditation）がパリ原則を順守しているか審査し、完全にしている場合は「A」、一部の場合は「B」、していない場合は「C」と認定する。つまり、各国政府による審査ではなく、GANHRI自らによる「ピア（仲間）審査」ということである。A認定機関だけがGANHRIのメンバーになれば、人権理事会にオブザーバーとして自動的に出席が認められる。

このような特例が認められる理由は、やはり国家人権機関の特殊性にあらう。パリ原則によれば、国家人権機関は国によって設置された機関であり、しかも政府から独立した存在である。この独立した機関からなる国際組織であるGANHRIは、「超国家連合」のような特異な存在という扱いになるのか。

国家人権機関は本当に政府から独立しているのか。政府と国家

人権機関の意見が異なる場合、いずれが国を代表するのか。両者の関係が相互に協力的、補完的でない場合、こうした疑問や問題が生じかねない。今後、国家人権機関の国連総会への参加の是非をめぐる協議が本格化すると論議を呼ぶことが予想される。

おわりに

世界的に国家人権機関の重要性が増している。UPRにしても、人権条約の審査にしても、いまや政府から独立した国家人権機関の存在を前提としている。したがって、日本のようにその重要な機関が欠落している、国際人権保障制度を国民の人権の促進・保護に十分に活用できないといっても過言ではない。

そこで本稿を締め括るにあたり、日本の実情と課題について述べる。

国際人権保障制度や国家人権機関については、国民にほとんど知られていない。政府が情報を積極的に発信せず、報道も少ないことや、人権教育の遅れなどが原因である。その結果、UPRや条約審査のたびに国家人権機関の創設を勧告されるが、一向に実現する気配はない。そのために勧告を受けた、さまざまな具体的な人権問題がいつまでも改善されず、人権侵害の被害者は救済されず、新たな被害者をうむという悪循環に陥っている。

政府から独立した国家人権機関を設ける意義は、日本にとって非常に大きい。国は国民の人権の促進・保護する役割を担うが、同時に侵害する立場に回ることもある。戦時中の従軍慰安婦、代用監獄・刑務所及び入管施設での収容者に対する暴行、えん罪、死刑の問題は公権力による直接的な人権侵害である。さらに、いま深刻な子どもの貧困、いじめ、経済及び教育の格差、女性の差別、ヘイトスピーチ、それに沖縄の基地問題、原発の事故・再稼働なども、究極的には国の人権政策に行き着く。

第2次世界大戦の苦い反省と教訓から、普遍的な人権について

は、それぞれの国の、時の政府の意向や裁量に左右されることなく、国際社会全体で促進・保護し、監視するために生まれたのが国際人権保障制度である。それは永年のうちに進化し、今日、国際社会がたどりついた結論のひとつが、政府から独立した国家人権機関の必要性である。

当然、この人権保障制度の構築には、日本も携わってきたはずである。ただし、いまだに「人権後進国」や「外圧頼み」という言葉が内外で聞かれるように特殊な要因を抱えている。人権委員会は国連創設時より活動しているが、日本が参加するのは1980年に入ってからである。すでに大方の主要な人権条約は作成済みかその骨格ができあがっていた。そのために、もともと人権意識が低いうえに、自らも国際人権保障制度の構築を共に担ってきている、という当事者意識と自覚が乏しいのではないか。

本稿では取り上げなかったが、主要な人権条約には、個人が直接国連に訴えることのできる「個人通報制度」がある。日本は米国とともに先進国としてはきわめて例外的に、再三の国連勧告にもかかわらず、ひとつとして批准していない。

もちろん、本来、国家人権機関は、国連の場で勧告されたから、国際社会で批判されたから、設立するものではない。もともと人権条約や勧告を順守する意思がなく、しかも国民と国際社会の理解を得られるならば、必ずしも加入する必要はないかも知れない。しかし、注目すべきは、多くの国は、それ以前から自主的に国家人権機関を設けている点である。それは、国民の人権の保障こそが政治、経済など、あらゆる国家の営みがめざすべき究極の目的であることを政府と国民が共通に認識しているからであろう。日本が国際社会の勧告を受け入れ、政府から独立した国家人権機関を設立することは、国民の人権を向上させ、同時に人権尊重の世界の風潮を助長するという点で国際協力としても評価されよう。

近年、日本では経済成長だけが偏重され、人権がなおざりにさ

れる傾向が強い。ここ数年内に障害者権利条約の対日審査が予定される。同条約では、政府による条約の履行を監視する機関としてパリ原則に依拠した国家人権機関の設置が義務付けられている。さらに日本は2017年には国家人権機関の設置を毎年のように提唱している当の国連人権理事会の理事国に就任した。この機会に人権と国家人権機関の意義と必要性について、国連の審査や他国の実情などすべての情報を伝え、国会はもとより、幅広い国民的な議論を起こしてはどうか。

【注】

1. 外務省「規約第40条に基づき日本から提出された報告の検討 B規約人権委員会の最終見解 日本」（仮訳）、1998年11月19日、2ページ。以下、本稿で取り上げる各国際人権条約の本文、日本政府の締約国報告書、条約委員会の最終見解、UPRの日本政府報告書と審査結果（いずれも日本語）については外務省ホームページ（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken.html>）を参照。
2. 外務省「条約第18条に基づく締約国により提出された報告の審議」（仮訳）、7ページ。
3. 外務省「UPR第2回日本政府審査・結果文書」（仮訳）、23ページ。
4. 外務省「UPR第2回日本政府審査・勧告に対する我が国対応」（仮訳）、6ページ。
5. 注3、28ページ。
6. General Assembly resolution 48/134, 20 Dec. 1993. パリ原則及び国家人権機関に関しては、山崎公士『国内人権機関の意義と役割 人権をまもるシステム構築に向けて』三省堂、2012年が総合的かつ詳しく解説している。
7. ICC, *NHRI Participation in the UN Human Rights System: ICC Position Paper*. ICC（国家人権機関調整委員会）発行資料はホームページで閲覧可（<http://nhri.ohchr.org>）。
8. ICC ホームページに最新の認定数・国名が掲載されている。
9. この問題をめぐる国会審議、研究者、NGOによる提言などに関しては、日本弁護士連合会「政府から独立した国内人権機関設立のために」2011年、国内人権機関設置検討会（編）「望ましい国内人権機関－『人

-
- 権委員会設置法』法案要綱・解説」などを参照。
10. 国家人権機関の歴史に関してはUnited Nations, *National Human Rights Institutions: History, Principles, Roles and Responsibilities*, 2010; United Nations, *National Human Rights Institutions: A Handbook on the Establishment and Strengthening of National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights*, 1995等を参照。
 11. ECOSOC resolution 2/9, 21 Jun. 1946.
 12. ECOSOC resolution 722 B (XXX), 25 Jul. 1960.
 13. ST/HR/SER.A/2 and Add.1.
 14. 世界人権会議及び「ウィーン宣言及び行動計画」は国連広報センターのホームページより (www.unic.or.jp/files/Vienna.pdf)。
 15. A/HRC/RES/5/1, 18 Jun. 2007.
 16. ICC ホームページを参照。なおICCは2016年に国家人権機関世界連盟 (GANHRI) に改名。
 17. Tom Pegram, *Global Human Rights Governance and Orchestration: National Human Rights Institutions as Intermediaries*, Apr. 2014.
 18. 注7.
 19. 拷問禁止条約選択議定書第17～20条。
 20. 障害者の権利に関する条約第33条-2。
 21. A/HRC/13/29.
 22. 拙著『国連とNGO – 市民参加の歴史と課題』有信堂、1999年が国連とNGOの関係について国連創設当初からの歴史的推移を記述。
 23. ICC, *United Nations to break new ground on NHTI participation*, 2 Dec. 2015.
 24. A.C.3/70/L.49/Rev.1, 13 Nov. 2015.
 25. *Report of the Secretary-General: National Institutions for the Promotion and Protection of Human Rights*, A/70/347, 28 Aug. 2015.
 26. A/RES/70/163, 10 Feb. 2016.
 27. 国家人権機関のUPRへの参加方については、OHCHR, *OHCHR Information Note for National Human Rights Institutions on the 2nd Cycle of the Universal Periodic Review* を参照 (<http://www.ohchr.org>)。
 28. German Institute for Human Rights, *The Role of National Human Rights Institutions in the United Nations Treaty Body Process*, Dec. 2007より。

-
29. 以下については、筆者が Amrei Muller & Frauke Seidensticker, *The role of National Human Rights Institutions in the UN Treaty Bodies*, German Institute for Human Rights, Dec. 2007 ; European Union Agency for Fundamental Rights, *National Human Rights Institutions in the EU Members*, 2010及び各国のUPR国家報告書などをもとにまとめた。
 30. Sonia Cardenas, *Adaptive States: The Proliferation of National Human Rights Institutions*, Carr Center for Human Rights Policy working Paper T-01-04 “National Human Rights Institutions,” 発効年月日不明。